

資金の活用の成果に係る評価に関する主な論点について

- 確認 1 民間公益活動の成果の具体的な評価方針は、誰がつくるのか。
- 確認 2 評価の対象範囲はどこまでか。
- 確認 3 民間公益活動の成果の評価に当たっては、どの手法を採用するのか。

- 論点 1 実際の評価は誰が行うのか。
- 論点 2 民間公益活動の成果の評価は、どのタイミングで実施するのか。
- 論点 3 成果の達成状況を把握するためのモニタリングの仕組みをどう構築するのか。
- 論点 4 評価は、どのような観点で行うのか。
- 論点 5 民間公益活動に応じて、どのような基準で評価方法を選択するのか。
- 論点 6 民間公益活動に応じて、どのように評価項目・評価基準を設定するのか。
- 論点 7 評価結果の妥当性・客観性をいかに確保するのか。
- 論点 8 評価結果をどのように活用するのか。
- 論点 9 革新性を重視した民間公益活動をどう評価するのか。
- 論点 10 どのように評価を活用して、民間公益活動を効果的・効率的に推進するのか。
- 論点 11 評価に係るコストの負担の在り方についてどう考えるのか。

- 参考 1 成果に着目した助成としては、どのようなものがあるか。
- 参考 2 評価水準の向上についてどう考えるのか。
- 参考 3 どのような情報を報告・開示すべきか。

中間的整理に盛り込まれている記載事項（抄）

—第6号 資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項関連—

主要論点1. 法の基本理念の具体化

(1) 休眠預金等を民間公益活動に活用すること（法第16条第1項関連）

公的財源の不足を単に埋めるために休眠預金等を活用しないことを大前提とし、本来行政が行うべき施策とは切り離れた上で、既存制度が対象としていなかった人々が抱える課題に焦点を当て、前例のない取組や法や制度の狭間に落ちているような取組、社会の諸課題と一般に認識されていないゆえに対応が遅れているといった分野を中心に、休眠預金等を活用すべきである。その際、短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野に偏ることなく、解決に時間を要する分野、定量的な成果が出にくい分野にも活用されるよう配慮する必要がある。

(3) 多様な意見を適切に反映し、透明性を確保する（法第16条第3項関連）

② 透明性確保や情報開示の徹底

国民に対して開かれたシステムを構築するため、過度に管理的・統制的にならないよう配慮しつつも、審議過程や団体や事業の選定プロセスのみならず、休眠預金等の活用サイクル全体を通じた透明性確保や情報開示を徹底すべきである。

このため、例えば、事業の進捗状況や成果の可視化、報告書の提出、フィードバックの徹底等、必要な仕組みを検討する必要があるとの意見があった。

参考3

論点8

(5) 民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮（法第16条第5項関連）

法第16条第5項では、休眠預金等の活用にあたっては、効果的な活用の方法を選択することにより、民間の創意と工夫が十分に発揮されるよう配慮すべきことが規定されている。

そのためには、従来の行政政策の弊害として指摘されてきた過度な公平性や一律性、縦割りとは一線を画した柔軟な姿勢で効率的で効果的な運用を行うことが重要である。具体的には、行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは隙間に落ちている社会の諸課題を優先的に拾い上げることや、達成すべき成果を事前に明示（コミット）することを前提にした上で、団体の行う事業活動の自由度を確保することが考えられる。ただし、成果が着実に達成されているかを把握するため、指定活用団体及び資金分配団体はモニタリングを継続的に行うことが必要である。

論点3

主要論点2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会の諸課題

ヒアリングにおいては3分野を通じ、子ども・若者に関し、貧困や貧困の連鎖の解消、学習機会の確保を目指すものが多数あったものの、他方で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」は、当事者によって異なり多種多様であったことを踏まえ、審議会としては、「基本方針」の検討段階で絞り込むべきではなく、民間の創意工夫を活かす観点からは、むしろ、指定活用団体及び資金分配団体における相互主体的な関係の下、指定活用団体において「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定することが望ましいのではないかという意見があった。

確認2

その際、休眠預金等の活用により社会の諸課題の解決を図ることを目的とする本制度は、我が国において前例のない「社会実験」であることから、本制度の持続性を担保するためにも、休眠預金の活用による成果については、事前に達成すべき成果について明示した上で、その進捗状況について継続的にしっかりと検証・評価を行うことは、国民に対する説明責任・透明性を確保する観点からも必要不可欠である。

論点2

論点4

【Ⅱ 秋以降の審議会では本格的に議論する主要論点】

主要論点4. 指定活用団体の指定基準・手続 【第7～9回(11～12月)議論予定】

(0) 総論

指定活用団体は、常に複数の視点からのチェックを受け、その評価結果を受けて不断の改善を行う存在とするべきであり、指定活用団体自らも、達成すべき成果についても事前に明示した上で、どの程度達成できたかについて、十分な説明責任を果たすべきとの意見があった。

論点7

主要論点5. 資金分配団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

【第7～9回(11～12月)議論予

資金分配団体も、常に複数の視点からのチェックを受け、その評価結果を受けて不断の改善を行う存在とするべきであり、自ら達成すべき成果について事前に明示した上で、どの程度達成できたかについて、十分な説明責任を果たすべきとの意見があった。

論点7

主要論点6. 資金の活用の成果に係る評価の在り方と成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進

【第7～9回(11～12月)議論予定】

基本方針で定めることとされている事項の一つとして、「休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」がある。休眠預金等の原資が国民の個人資産であり、かつ、その活用は我が国においては前例のない取組であることを踏まえ、得られた成果を評価し国民に示すことは、透明性の確保と説明責任を果たす上で必須である。

参考3

論点8

(1) 成果に係る評価の在り方 (法第18条第2項第6号関連)

まずは休眠預金等の活用に関わる全ての主体に対し、成果志向そのものへの理解及び定着を図ることが極めて重要である。

確認2

事業の成果評価は、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれのレベルにおいて実施することとし、事業終了後のみならず、各団体における公募の段階から事業実施過程も含め、事業実施に係る全てのプロセスにおいて評価を組み込む仕組みを構築することとする。

論点2

その上で、社会の諸課題の中には解決に時間を要するもの、定量的な成果が出にくいもの、社会の諸課題と一般に認識されていないゆえに対応が遅れているものなどがあり、事業の成果評価に際しては、こうした点も考慮されるべきという意見があった。

論点6

評価手法の検討に当たっては、欧米諸国の先進的取組をはじめ日本における事例を活用するほか、ICTの活用によるニーズや社会的インパクトの把握、団体に係る情報発信や行政が公開するビッグデータの活用によるマッチング等、最新技術の活用も視野に入れてはどうかとの意見があった。

論点10

他方、成果を把握して必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には相当なコストを要することに鑑み、事業成果と評価コストの適正なバランスの考え方や評価コストの負担についての考え方についても整理すべきとの指摘があった。

論点11

■ 地方公聴会での主な意見等

- 社会的インパクト評価に取り組める団体は少ないため、評価についても伴走支援をすべきである。
- 社会的インパクト評価においては、多様な評価基準、評価のやり方を想定すべきである。
- 評価指標がたくさんあり過ぎると比較が難しくなる。

論点1

論点5

論点5

(2) 成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進

法第16条第5項では、「社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法の選択により民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮する」ととされている。

参考1

第3回審議会（平成29年6月27日開催）では、この「革新的な手法」、即ち、「ソーシャルイノベーション」の最も代表的な定義として、「既存の解決よりも、有効であり、効率的であり、持続可能性のある社会の諸課題に対する目新しい解決である。それにより創出される価値には、個人に対してよりも、主として社会に発生する。」であることが紹介されたところである。

このソーシャルイノベーションの実現を目指し、休眠預金等の活用に当たっては、既存制度とは一線を画した、柔軟な姿勢で効率的・効果的な運用を行うべきとの意見や、達成すべき成果を事前に明示しつつ、解決手法の柔軟性・自由度を確保する方法について検討すべきとの指摘が示された。

論点9

(経済的リターン及び社会的リターンの考え方)

社会的リターンについては、リスクの考え方を始め、客観的な計測がより困難であることから、海外の先行事例も参考にしつつ、我が国の実情に応じた計測手法から議論をする必要がある、その際、経済合理性のみを最優先させるのではなく、社会的有用性といった視点を取り入れるべきといった意見があったほか、我が国における過去の事例も参考に当審議会において換算シミュレーションを行ってはどうかという提案があった。

参考2

今後、意見とりまとめに向けた議論において留意すべきとされた点

上述のほか、今後、審議会において議論を進めていくにあたって、留意すべき事項として以下の意見が示された。

社会的成果を目に見える形で示すには時間がかかるという現実を踏まえつつも、法附則第9条においては、「この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされていることに加え、衆参両院において「施行から五年後に、幅広く見直しを行うこと。」という附帯決議が付されるなど、制度存続の可否も含めた検討がなされることとなっていることに鑑みれば、見直し期限（2023年1月1日）までに、社会の諸課題の解決に向けた目に見える成果を国民に対し何らかの形で示す必要がある。

制度設計の検討にあたっては、海外の先行事例に学びつつ、日本独自のものを構築すべきという意見や、ソーシャルイノベーションの実現の最大化に向けて、既存制度の枠組みの中だけではなく、規制改革の動向も踏まえ広く議論してはどうかといった意見があった。